

令和3年度に実施する提案事業を募集します

市民のみなさんから提案をいただいたいて、行政と力を合わせて課題を解決していく「まいばら協働事業提案制度」の、令和3年度に実施する事業の提案を募集します。市と一緒に協力して行うことで、公益的な効果が期待できる事業をご提案ください。※詳しくは、各庁舎窓口で配布する「令和2年度提案事業募集要項」「参考資料集」または、市公式ウェブサイトをご覧ください。



対象

市内で活動する5人以上の団体。
企業による社会貢献活動も対象です。
(活動経験不問)

対象となる事業

団体等と市が協働で行うことで相乗効果や有効な手法が期待できる公益的または社会貢献的な事業で、市内で実施されるもの。

募集する提案事業

①自由提案型

地域課題等の解決に向け、自由なテーマで団体が提案する市との協働事業

②行政テーマ型

市が設定した行政テーマに沿って、団体等から提案を求めるもの

【行政テーマ】

- ・鉄道利用の盛り上げ

事業規模

- 提案事業の総事業費に上限なし
- 市が負担する経費の上限は1事業100万円

令和2年度実施中の提案事業

- 居場所づくり団体支援仕組みづくり(写真左)
- 上丹生工芸体験事業(写真右)
- ふるさと納税リブランディングプロジェクト
- 自助・互助による福祉移動支援事業



▲特定非営利活動法人 わっか



▲ものづくり普及推進会

応募方法・お問い合わせ

必要書類を持参、メールまたは郵送で米原近江地域協働課へ。
※書類は各庁舎窓口に設置するほか、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

問 市 米原近江地域協働課(近江庁舎) 〒521-8601 頬戸488-3
☎52-6920 FAX 52-8730 ☐maibara-shinkou@city.maibara.lg.jp

応募期限
7月31日(金)

近江長岡駅前広場を整備します

問 市 米原近江地域協働課(米原庁舎) ☎52-6623 FAX 52-4539

駅利用者等の安全性と利便性向上のため、駅前広場の歩道と車道を明確に区分し、24時間利用可能な市営有料駐車場に整備します。

【工事期間】7月～令和3年3月末(予定)

【駐車場利用開始時期】令和3年4月(予定)

※整備内容、工事期間には変更の可能性があります。

※工事期間中も近江長岡駅は利用できます。



▲整備イメージ

後期高齢者医療制度加入のみなさんへ

問 市保険課(近江庁舎) ☎ 52-6922 FAX 52-8730
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077-522-3013

令和2年度の保険料は7月にお知らせします

令和2年度の保険料の額や、支払い方法についての通知書を7月に郵送します。

- ・**保険料の計算方法は…** 令和元年中の所得に基づき計算されます。
- ・**保険料の支払い方法は…** 金額が通知書の「特別徴収」に記載の場合は、公的年金から引き落とされます。
「普通徴収」に記載の場合は、納付書か口座振替でお支払いください。

4月から医療制度が改正されました

世代間の公平を図り、すべての方が安心して医療を受けられる社会を維持するため4月から後期高齢者医療保険料の制度が改正されました。

- ・低所得者の均等割軽減の軽減率が一部変更
- ・均等割の軽減範囲が一部拡充

※詳しくは7月に郵送の保険料額決定通知に同封の案内をご覧ください。

8月1日から被保険者証が薄緑色に変わります

新しい被保険者証は、7月中に簡易書留で加入者全員に送付します。有効期限は令和3年7月31日です。

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」

「限度額適用認定証」を更新します

認定証も8月1日から新しくなります。8月以降も該当する人には、新しい被保険者証に同封して郵送します。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」とは

入院時や、高額な外来診療を受けるときに、医療機関に提示すると、医療にかかる窓口での支払いの上限が限度額までとなります。

●対象者

- ・令和2年度の住民税が世帯全員非課税の人
- ・住民税課税所得が145万円以上690万円未満の人

●対象者で限度額認定証をお持ちでない人

被保険者証と印鑑を持って保険課または各庁舎窓口で申請してください。

交付年月日 令和 2年 8月 1日	
後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 3年 7月 31日
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	大津市京町四丁目3番28号
氏名	広城 太郎
性別	男
一部負担金の割合	
生年月日	昭和 8年 4月 1日
資格取得年月日	平成 20年 4月 1日
発効期日	平成 20年 4月 1日
保険者番号	3:9 2:5 2:0:1 0
保険者名	滋賀県後期高齢者医療広域連合
見本	
氏名	コウイキ タロウ
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
一部負担金割合	1割
有効期限	令和 3年 7月 31日

国民年金保険料は期限内に納めましょう

問 市保険課(近江庁舎) ☎ 52-6922 FAX 52-8730
日本年金機構 彦根年金事務所 ☎ 0749-23-1114

●国民年金保険料(令和2年4月分～令和3年3月分)

月額 16,540円

●保険料の納付方法

日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

口座振替やクレジットカードによる納付を希望する場合は、保険課または各庁舎窓口、彦根年金事務所で手続きをしてください。

ご注意ください

未納状態が続くと、強制徴収の手続きにより督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく納付義務者※の財産を差し押さえることがあります。

※納付義務者

被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主



保険料免除・納付猶予制度をご利用ください

保険料が未納のまま、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、保険課または各庁舎窓口、彦根年金事務所で手続きをしてください。

今年度の免除は令和2年7月分から令和3年6月分が対象です。また、申請書を提出した日から2年1ヶ月前までの期間もさかのぼって申請ができます。

新型コロナウイルスの影響で納付が困難などとき

令和2年2月以降、業務が失われた等で収入が減少した等の人は、令和2年2月分から6月分まで免除を受けることができます。(令和2年7月分以降は改めて申請が必要です)

未納期間のある人は保険課または彦根年金事務所へご相談ください。

令和3年3月(予定)からマイナンバーカードが健康保険証として使えます!

問 市 保険課(近江庁舎) ☎ 52-6922 FAX 52-8730

令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになる予定です。まだお持ちでない人は、この機会にマイナンバーカードを作りましょう。

健康保険証として利用する際は、事前登録が必要です。申し込みは、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」で順次でできるようになります。

●マイナンバーカードのメリット●

健康管理証として使える

就職や転職、引越しをしても保険証の切り替えを待たずしてマイナンバーカードで受診できます。
※保険者への加入の届け出は引き続き必要です。

スピーディーに医療保険の資格確認ができる

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局での待ち時間短縮につながります。

医療機関への書類の持参が不要

オンラインで医療保険資格が確認できるため、受診時に高額療養費の限度額認定証などの書類を持参せずに済みます。

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

受付時間

平 日 9時30分~20時

土日祝日 9時30分~17時30分
(年末年始を除く)



健康管理や医療の質が向上

令和3年秋頃にはマイナポータルで自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになる予定です。また、医療関係者はより多くの情報を基に診療や服薬管理ができます。

医療保険の事務コストの削減

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、事務処理のコスト削減にもつながります。

医療費控除も便利に

令和3年秋頃にはマイナポータルを活用して、自身の医療費情報を確認できるようになる予定です。また、確定申告の医療費控除も医療機関等の領収書なしで手続きできます。

国民健康保険証(兼高齢受給者証)が8月に更新されます

問 市 保険課(近江庁舎) ☎ 52-6922 FAX 52-8730

現在国民健康保険に加入している人の保険証(兼高齢受給者証)(桃色)の有効期限は、7月31日です。8月1日から使える新しい保険証(紫色)は、7月中に加入者の自宅に届きますので、記載事項(住所・氏名・生年月日等)を確認してください。

8月以降に医療機関を受診する場合は、新しい保険証を提示してください。

※有効期限の切れた保険証は、必ず市役所各庁舎窓口または各行政サービスセンターまで返却ください。



被保険者証 兼 高齢受給者証

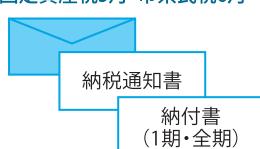
固定資産税・市県民税 納付書の送付方法を変更します

これまで、納付書を年4回に分けて送付していました 問 市 稅務課(近江庁舎) ☎ 52-1556 FAX 52-8730
が、今年度から段階的にまとめてお届けします。

令和2年度

納稅通知書と1期・全期の納付書を送付後、
2~4期分の納付書をまとめて送付します

固定資産税5月・市県民税6月



固定資産税7月・市県民税8月



令和3年度 以降

納稅通知書と1~4期分の納付書を
全てまとめて送付します

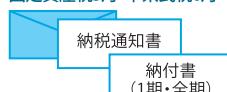
固定資産税5月・市県民税6月



これまで

納稅通知書と1期分・全期分の納付書を送付後、2~4期分の納付書を3回に分けて送付

固定資産税5月・市県民税6月



固定資産税7月・市県民税8月



固定資産税9月・市県民税10月



固定資産税12月・市県民税1月



納め忘れに ご注意ください。

※納期限から一定期間納められない場合、督促料が生じることがあります。
※口座振替は各庁舎窓口で申し込みできます。

農業を始めたい人を支援します！

申・問 市農政課(伊吹庁舎) ☎ 58-2228 FAX 58-1719

市内で農業経営を開始しようとする人や、農業経営を始めたばかりの人へ補助金等の交付事業を行っています。制度の詳細や申請方法は、農政課へお問い合わせください。



■新規就農者等支援費補助金

対象者 市内在住の18歳以上55歳未満の人で、次のいずれかに該当する人

- 新規就農志向者 … 営農実習の終了後に市内で農業経営を始めようとする人
- 新規就農者 …… 市内で農業経営の基盤を取得し、農業経営を開始しようとする人
- 独立就農者 …… 3年以上の農業従事経験があり、市内で独立して農業経営を始めようとする人

交付要件 就農計画書を提出し、審査の結果、市から新規就農者等の認定を受けること。

※就農後5年以上継続して農業経営を行う必要があります。

補助金額 月額3万円(最長36ヶ月) ※1人1回限り

■農業次世代人材投資資金

対象者 主な要件は以下のとおりです。(詳しくはお問い合わせください)

- 平成27年4月以降に、農業経営を始めた人
- 50歳未満(独立・自営就農時)の認定新規就農者
- 独立・自営就農の人など



補助金額 年間最大150万円(最長5年) ※2年目以降は前年所得により交付金額が変動します

農業法人等のみなさんへ

新規就農者を受け入れて研修を行う農業法人等を支援します！

■新規就農希望者等受入支援事業補助金

対象団体 年間150日以上農業に関連する事業を営む市内の農業法人等

*詳しくは市公式ウェブサイトをご覧いただくか農政課へお問い合わせください。

米原市少年センターは、子どもや若者の健やかな成長を応援します

問 米原市少年センター(人権総合センターS・Cプラザ内) ☎・FAX 54-5001

少年センターの活動は

豊かな心を持った青少年の健やかな育ちを願い、少年補導(委)員のみなさんと街頭補導活動「愛の声かけ」、薬物乱用防止活動、啓発人形劇、無職少年対策活動、相談活動などを行っています。

補導(委)員のみなさん(敬称略)

山東ブロック (13人)	副委員長	幹事		おおた よしこ 太田 芳子	ひがしの かずよし 東野 一義	かわせ はるみ 川瀬 晴美	たけこし ゆうき 竹腰 裕紀
	もり こうじろう 森 幸次郎	おおしか ひであき 大鹿 英彰	とみた せいこ 富田 正子				
	すぎやま まさきこ 杉山 真紀子	たにだ のぶこ 谷田 信子	ほつた さなえ 堀田 早苗				
伊吹ブロック (6人)	幹事	たにぐち とみえ 谷口 富江	くさの としかず 草野 歳和	ほりえ さとみ 堀江 里美	いぶき のりたか 伊夫貴 典隆		
森 正弘	児玉 恵子						
米原ブロック (10人)	幹事	もりおか こ 森岡 けい子	かすが けいぞう 春日 敬三	さかい ともご 堺 智子			
林 美津雄	岡野 令子						
山下 真三	まついい さわこ 松井 佐和子	ほりべえみこ 堀部 恵美子	しみずあいこ 清水 愛子	なるみや まるる 成宮 護			
近江ブロック (8人)	委員長	幹事		なかがわ きよはる 中川 清春			
法戸 繁利	おがわみえこ 小川 美恵子	ひろたひろし 廣田 博司					
河居 郁夫	きたむら まさひろ 北村 正博	ふるの こ 古野 ひで子	すどよしひろ 須戸 由廣				